

令和6年度実施 富士吉田市職員採用試験案内

富士吉田市職員採用試験を次のとおり実施します。

受 付 期 間 (電 子 申 請 の み)	令和6年5月1日(水)～5月21日(火)
第 1 次 試 験 (テ ス ト セ ン タ ー 方 式)	令和6年6月4日(火)～令和6年6月24日(月)

1. 募集職種及び募集人員

募集職種	試験区分	募集人員	職務内容
行政職	一般 (大学卒) (短大卒)	若干名	市の各部署に勤務し、 一般行政事務に幅広く従事します。
土木職		若干名	主に、都市計画、道路、上下水道、農林等に関する部署に勤務し、事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築職			主に、公共施設に関する部署に勤務し、公共施設の営繕業務、保守管理、建築指導等の業務に従事します。
電気職			
機械職			
保健師		若干名	主に、保健衛生、医療、福祉介護に関する部署に勤務し、住民の健康増進及び予防活動、健康相談等の業務に従事します。
社会福祉士		若干名	主に、住民福祉に関する部署に勤務し、福祉に関する専門的知識及び技術を用いて、相談業務や関係機関との連絡調整等の業務に従事します。
管理栄養士		若干名	市の各部署に勤務し、管理栄養士業務および一般行政事務に従事します。

2. 受験資格（この試験が受けられる者）

募集職種	試験区分	受験資格
行政職	大学卒	平成8年4月2日以降に生まれた者
	短大卒	平成10年4月2日以降に生まれた者
土木職		平成6年4月2日以降に生まれた者
建築職		平成6年4月2日以降に生まれた者
電気職		
機械職		
保健師		平成6年4月2日以降に生まれた者で、 保健師免許を取得または取得見込みの者
社会福祉士		平成6年4月2日以降に生まれた者で、 社会福祉士資格を取得または取得見込みの者
管理栄養士		平成6年4月2日以降に生まれた者で、 管理栄養士資格を取得または取得見込みの者

2. 受験資格（この試験が受けられる者）

● 注意事項

- (1) 受験職種に関わらず、別途日程で実施される市立病院職員採用試験との併願受験は認めません。判明次第、失格とします。
- (2) 学歴要件は令和7年3月末時点で卒業見込みの人を含みます。
- (3) 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同時期に複数の職務経験がある場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方のみを通算可とします。
- (4) 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。このとき、必要な職務経験期間が確認できない場合は採用しません。

● 次の事項のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 富士吉田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験日及び試験場所

- | | | |
|----------|-------|---|
| (1) 試験日 | 第1次試験 | 令和6年6月4日（火）～ 令和6年6月24日（月）
の期間のうち、いずれか1日 |
| | 第2次試験 | 令和6年7月20日（土）実施予定
（第2次試験は、第1次試験合格者を対象として実施します。） |
| | 第3次試験 | 令和6年8月21日（水）実施予定
（第3次試験は、第2次試験合格者を対象として実施します。） |
| (2) 試験場所 | 第1次試験 | 「全国各地のテストセンター」
例) 県内試験会場
① 甲府市国母 8-13-40 丸藤ビル1F
甲府バイパス国母テストセンター
② 甲府市上今井町 617-3
J E S パソコンスクール甲府テストセンター
③ 富士吉田市下吉田 5-22-22
栄光学院 富士吉田校テストセンター |
| | 第2次試験 | 富士吉田市役所 |
| | 第3次試験 | 富士吉田市役所 |

4. 試験の方法

募集職種	試験区分	試験内容
行政職	一般 (大学卒) (短大卒)	第1次試験 ○教養試験 (テストセンター形式) 社会で必要とされる基礎的な知的能力、応用力、学力を問う問題 ○適性検査 (テストセンター方式) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ実施) ○論文・面接試験等 第3次試験 (第2次試験合格者のみ実施) ○面接試験
土木職		
建築職		
電気職		
機械職		
保健師		
社会福祉士		
管理栄養士		

○第1次試験 (テストセンター方式) について

テストセンター方式の試験とは、受験可能期間中に、全国の試験会場 (テストセンター) の中から、受験者自身で会場を選んで受験することができる試験です。

5. 受験手続き及び受付場所

(1) 受付期間

令和6年5月1日(水)～ 5月21日(火)午後5時00分まで

上記期間中は24時間受け付けますが、5月21日(火)は午後5時00分までに正常に受信したものに限り受け付けます。

(2) 利用者登録

申込手続は「やまなしくらしねっと電子申請サービス」により行っていただきます。

利用者登録は必須ではありませんが、電子申請サービスが送信する電子メールを受信できるメールアドレスが必要です。

利用者登録を行う場合は、電子申請サービス内にあるヘルプから「3.2.1 利用者情報登録」を参照のうえ、「利用者登録」画面から登録を行ってください。折り返し電子メールで利用者IDが交付されますので、電子メールの指示に従ってパスワード等を設定してください。

なお、ご使用のパソコンやインターネット環境によっては、利用できない場合がありますので、詳しくは「やまなしくらしねっと電子申請サービス」にアクセスして確認してください。

「やまなしくらしねっと電子申請サービス」はこちら



5. 受験手続き及び受付場所

(3) 受験申込

- ① 「やまなしくらしねっと電子申請サービス」の「申請団体選択」画面より、「富士吉田市」を選択してください。
- ② 次に富士吉田市「手続き申込メニュー」に公開されている手続き一覧から、「職員採用試験受験申込」を選択します。「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択しますと、メールアドレスの入力が求められますので、受信ができるメールアドレスを入力し、画面の指示に従ってください。既に利用者登録がお済みで利用者IDを取得されている方は「既に利用者登録がお済の方」に利用者ID、パスワードを入力し、ログインボタンを押してください。職員採用試験受験申込書の入力画面が表示されますので、申込データを入力・送信してください。

- ③ データが到達すると登録したメールアドレスに「申込完了通知メール」が送信されますので、必ず確認してください。処理の状況は、「申込内容照会メニュー」から「申込完了通知メール」に記載の整理番号とパスワードを入力することで確認することが可能です。

※ 申込は、受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受付できませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。

また、受付処理完了後、「受験票」の印刷が必要となります。プリンターを使用できない場合は、インターネットでは申し込まず、持参又は郵送での手続きを行ってください。

(4) 受験票について

以下の手順で印刷し、**第2次試験以降当日に必ず持参**してください。（第1次試験は不要）

- ① 申込受付期間終了後から2週間程度で「受験票」の「予約処理通知メール」を送信します。
※ 入力内容に漏れがあった場合等、補正指示をすることがありますので、結果通知メールがあるまでは、逐次状況をご確認ください。
- ② 富士吉田市「電子申請サービス」から「申込内容照会メニュー」を選択し、「申込内容照会」画面が表示されましたら、既に送信されている「申込完了通知メール」に記載の整理番号とパスワードを入力し、詳細を確認してください。
- ③ 「申込内容照会」画面の「返信添付ファイル」のリンクより「受験票」をダウンロードできますので、必ずA4ヨコ横向きの設定で印刷してください。（上下左右19.05mmの余白設定を推奨します。）
- ④ 申し込み前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm、ヨコ3cm、上半身、脱帽、正面向きのもの）を「受験票（はがきサイズに切る）」に貼り、第2次試験当日に必ず持参してください。

(5) 履歴書について

第1次試験合格者のみ、別途提出を求めますので、指定された期日までに提出してください。

6. 合格者の発表

市の採用試験ホームページ及び市内掲示板に掲載するとともに合格者には書面にて通知します。

第1次試験合格発表 令和6年6月下旬頃

第2次試験合格発表 令和6年7月下旬頃

第3次試験合格発表 令和6年8月下旬頃

※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

7. 試験結果の開示請求について

試験結果の開示請求の受付期間については、各試験合格発表の日から**2週間**といたします。

電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所(総務課)へおいでください。

8. 合格から採用まで

合格者は市の採用候補者名簿に登載され、欠員が生じた場合この中から採用者が決定されます。

また、合格者のほかに補欠合格者を決定する場合がありますが、補欠合格者は欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。

なお、採用候補者名簿の有効期間は1年です。

9. その他

- (1) テストセンター試験は、申込時に登録したアドレスへ送付されるURLから事前予約を行い、指定期間の中で必ず受験してください。
- (2) テストセンター試験当日は、受験案内メールの指示に従い、持ち物(本人確認書類等)を必ず持参してください(受験票は不要)
- (3) テストセンター試験会場へ車で行く際の駐車場は、周辺のコインパーキング等をご利用ください。
- (4) 複数の試験職種の申込はできません。
- (5) 受付期間終了後の試験職種の変更は認めません。
- (6) 募集要項の内容や試験実施について、今後変更がある場合は、市の採用試験ホームページに掲載しますので、最新の情報を適宜確認していただくようにしてください。

【問合せ】 総務部総務課 (TEL0555-22-1111 内線 217、234)